

令和7年6月吉日

お客さま各位

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

平素よりあかぎ信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の電子化については、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、金融業界では「2026年度末（2027年3月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標としております。

こうした状況を踏まえ、当組合では下記の対応を実施いたします。

記

1. 当座預金の新口座開設の停止

2024年12月2日（月）より、当座預金の新規口座開設を停止しております。

※当座預金をご利用中のお客さまにつきましては、引続きご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする期日管理を伴う手形等の代金取立の受付停止

実施日：2025年10月1日（水）

2027年4月以降を期日とする手形・小切手（先日付小切手を含みます）について、実施日以降、代金取立の受付を停止いたします。

3. 手形帳・小切手帳の発行終了

受付終了日：2026年3月31日（火）

2026年3月末をもちまして、手形帳・小切手帳の発行を終了いたします。

尚、当座預金からのお引き出しが必要となる場合は、出金票をご利用ください。

4. 手形・小切手の最終振出期限

最終振出期限：2026年9月30日（水）

2026年10月以降に振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いができなくなります。手形・小切手の振り出しや受け取りをされているお客さまはお取引先とご相談の上、代替手段をご活用ください。

※最終振出期限以降の未使用の手形・小切手の買取はいたしません。

5. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

実施日：2026年9月30日（水）

2026年9月末をもちまして、他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付を終了いたします。

6. 手形・小切手機能の全面的な電子化に伴う代替手段のご案内

電子化は、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や、印紙税の削減など、支払側と受取側双方にメリットがあります。

電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

代替手段	内容
でんさいサービス （電子記録債権）	手形 に代わる決済手段としてのご利用を推奨しております。 電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。
法人インターネット バンキングサービス	小切手 に代わる決済手段としてのご利用を推奨しております。 インターネットを利用して、相手の口座に直接送金することができます。

【ご相談・お問い合わせ先】

詳しくは、当組合お取引店までお問い合わせください。

以 上